

平成20年 12月 定例会（第291回）

12月04日-03号

◆ 三十一番（今井光子）

七番目に、中小企業高度化資金について、知事に伺います。

ヤマトハイミールの中小企業高度化資金問題が発覚し、議会で取り上げ始めてから七年になります。今、大阪高裁で裁判が行われ、来年には判決の見通しですので、八年目を迎えることとなります。奈良県の同和タブーを乗り越えるのに相当な時間を要しました。議会では何を質問しても、問題ありませんの一点張りでした。裁判では、返済猶予の手続をだれがしたかの質問に、組合の経理担当の理事長の妻は、県の人か部落解放同盟の人がやってくれたと証言しています。県が二十億円も貸しながら、わずかな返済で八年間も条件変更して返済猶予を繰り返してきたのは行政の責任を怠っているという住民訴訟は、全国の戦いと連動して、一審で組合に対し支払い命令が出されました。また県に対しても、平成十三年度以降の債務管理については強制的な回収をすべきとの判決が出ました。

県は、知事が交代して以後、やっと組合への請求、連帯保証人への請求、そして七月二十三日、破産申し立てを行いました。偶然にも同じ日に理事長が亡くなっています。同和対策の高度化資金焦げつきは、高知県、徳島県、和歌山県でも同様の問題が起きています。共通する問題は、部落解放同盟と県行政、県職員の間癒着構造の中で、乱脈・不公正な同和行政が行われてきたことです。高知県では、橋本前知事と県の関係者に対して二千万円の損害賠償が求められ、和解しました。住民側としては、貸し付けをして債務管理を怠ってきた柿本前知事も責任の一端があり、県に損失を与えたとして賠償を求めています。

知事は、ヤマトハイミールに対する高度化資金貸し付けに対し、どのような認識を持っているのか伺います。また、今日まで幾らの返済が行われ、最終的に県民に損失を与えないよう、今後の回収の見通しを伺います。

◎ 知事（荒井正吾）

ヤマトハイミールについてのご質問がございました。

ヤマトハイミールに対する中小企業高度化資金の貸し付けについては、県と当時の中小企業事業団が共同して事業計画などについて検討した上、適切な貸し付けを実行したものと考えております。また、債権管理については、業界の構造改善と悪臭公害の解消という公益的な目的を勘案しながら、適切に行ってきたものと考えております。しかし、業界を取り巻く経済情勢が悪化し、平成十九年七月に組合の事業継続が困難となり、経営破綻い

たしました。このような経緯の中、県の債権回収が困難となっていることは遺憾であると認識をしております。

県といたしましては、同組合の破綻後、組合及び連帯保証人に対し、法的措置も含め厳正に債権回収に取り組んでいるところでございます。現在まで、連帯保証人の一人から、個人資産である自宅を売却させ七百万円余りを回収いたしました。回収額は合計約一千万円となっております。

今後、さらなる回収に向け、担保である工場の敷地、建物、機械設備の競売に着手しており、来年一月には入札を予定しております。また、組合及び連帯保証人である理事長の相続人に対する破産申し立ても行ったところでございます。今後とも、法に基づく厳正な債権回収を進めてまいりたいと考えております。

なお、回収額の予測でございますが、工場、建物と機械設備は極めて限られた特別の用途に用いられており、他の用途への利用は極めて困難であり、除却費用も相当額必要でございますので、回収額は厳しいものが見込まれております。